

さいたま市訓令第 5 号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第2（第3条関係） 共通専決事項					別表第2（第3条関係） 共通専決事項				
1～5 〔略〕					1～5 〔略〕				
6 契約事務					6 契約事務				
専決事項	課長	部長	局長	副市長	専決事項	課長	部長	局長	副市長
1・2 〔略〕					1・2 〔略〕				
3 業務委託に係る最低制限価格等の承認に関すること。 (1)・(2) 〔略〕 (3) <u>負担行為予定額500万円以上1,000万円未満のものの最低制限価格等の承認（業務委託業者選定委員会又は契約審査委員会に諮問されたものを除く。）に関すること。</u>				○	3 業務委託に係る最低制限価格等の承認に関すること。 (1)・(2) 〔略〕				
4 被指名人の選定及び承認に関すること。 (1) 業務委託 ア・イ 〔略〕 ウ <u>負担行為予定額500万円以上1,000万円未満のものの被指名人の承認（業務委託業者選定委員会又は契約審査委員会に諮問されたものを除く。）に関すること。</u> (2) 〔略〕				○	4 被指名人の選定及び承認に関すること。 (1) 業務委託 ア・イ 〔略〕 (2) 〔略〕				
5～9 〔略〕					5～9 〔略〕				
7・8 〔略〕					7・8 〔略〕				
備考 〔略〕					備考 〔略〕				

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。